

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定によつて、次のとおり肥料を登録した。

平成二十八年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録番号	広島県第一一九五号	広島県第一一九六号
肥料の種類	副産石灰肥料	副産石灰肥料
肥料の名称	卵殻粉	粉状かきがら四八
保証成分（%）	アルカリ分五〇・〇	アルカリ分四八・〇
その他規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の氏名又は住所	有限会社アグミック 岡山県真庭市草加部一四六番地	かきがら工業協同組合 広島県呉市倉橋町七〇七一番地の三
登録年月日	平成二八年一月一五日	平成二八年一月二六日